

陳情文書表(令和8年3月26日定例会提出)

陳情第13号

いじめ防止対策強化のための第三者委員会設置条例制定に関する陳情

令和8年2月20日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
松田太郎

(趣旨)

奈良市において、学校・教育委員会のいじめ報告義務を強化し、独立した第三者委員会を設置する条例を制定し、子供の自殺・いじめ隠蔽を防ぐ仕組みを整備してください。

(理由)

奈良市議会議員のへずまりゅう氏が、いじめ動画で加害者を公開する行為は法的に問題があり、加害者が自殺しても構わないという発言は極めて不適切です。このような活動が奈良のいじめ問題に対処する上で不安を招いています。一方で、学校や教育委員会による隠蔽事例が多く、議員が十分に対応しないため、第三者機関の設置が必要です。以下に、第三者機関(第三者委員会)の必要性、概要、具体的な動き、及び第三者機関のための必要な条例について詳しく説明します。

・なぜ第三者機関が必要か

学校や教育委員会によるいじめの対応には、しばしば隠蔽のリスクがあります。学校は自身の責任を回避するために、いじめを児童間のトラブルと軽視したり、報告を怠ったりするケースが全国的に報告されています。例えば、2025年の文部科学省データでは、いじめ認知件数が過去最多の83万5000件を超えていますが、重大事態の調査が遅れる事例が多く、隠蔽が疑われるものが少なくありません。これにより、被害児童の苦痛が長引き、自殺や長期不登校につながる可能性があります。また、学校や教育委員会は当事者であるため、中立性の欠如が生じやすく、事実が歪曲されるおそれがあります。第三者機関があれば、早期介入が可能になり、被害者の救済と加害者の更生をバランスよく進められます。さらに、第三者機関の存在自体が学校の抑止力になり、透明性を高めます。全国の先進自治体(例：岐阜県可児市)で導入され、効果が実証されています。これにより、子供の命を守る社会全体の仕組みが強化されます。

・第三者機関の概要

第三者機関(第三者委員会)は、いじめ防止対策推進法を基盤に、自治体の条例で設置される独立した組織です。学校や教育委員会とは利害関係のない外部専門家(弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者など)で構成され、市長の附属機関として運用されます。主な特徴は、独立性(教育委員会から独立し、中立的な立場で監視・調査)、役割(いじめの報告監視、直接相談受付、事実解明、対応策提言、再発防止)、対象(公立学校のいじめ事案、小

中高)、活動時期(いじめ報告があるときは調査中心、ない時は情報収集・予防、匿名アンケート、学校訪問、研修企画)、人員(委員5~10名程度+事務局の情報収集担当者1~数名、専任または兼務)、予算(自治体負担、年間数百万円規模)。この機関は、待機中も積極的に情報収集し、隠れたいじめを掘り起こすことを重視し、子供・保護者が学校を介さず相談できるルートを提供します。

・第三者機関は、いじめがあったときどう動くか(具体的な例)

以下は、条例で設置された第三者委員会を想定した、典型的ないじめケースでの動きの流れです。

ケース例：中学校でいじめが発生し、学校の対応が不十分な場合

背景：Bさん(中学校2年生)がクラスメートから日常的な暴言とSNSでの誹謗中傷を受け、鬱症状が出て不登校に。Bさんの保護者が学校に相談したが、学校側は軽いけんかかと判断し、教育委員会への報告を怠った。保護者は学校の隠蔽を疑い、第三者委員会に直接連絡。

相談受付と初期対応(把握後即時)：Bさんの保護者が第三者委員会の匿名相談窓口(電話・チャット・メール)から相談。事務局の情報収集担当者が詳細を聴取(いじめの内容、証拠、学校的対応)。リスク評価を行い、自殺の兆候があれば即座に児童相談所やカウンセラーに連携(例：緊急カウンセリング手配)。委員会は条例に基づき、学校に事実確認を要求(48時間以内の報告を強制)。

情報共有と監視の開始(相談後1~2日以内)：学校・教育委員会に情報を共有し、報告懈怠を確認。学校が隠蔽を疑われる場合、委員会が直接介入。委員のケース会議を開催(オンライン可)。学校の対応を監視(調査記録の提出を求め、隠蔽の兆候をチェック)。

調査と事実解明(会議後1週間以内)：委員会メンバーが学校を訪問し、Bさん・加害生徒・教員・目撃者から聞き取り(中立的に実施)。SNS証拠の収集を支援。臨床心理士がBさんのメンタルケアを提案(カウンセリング継続)。医師が健康診断を勧告。調査結果をまとめた中間報告を作成(事実関係の明確化)。

対応策の提言と勧告(調査後1~2週間以内)：市長・教育委員会に勧告(例：「学校の報告懈怠を認め、校長に注意処分」、「Bさんに転校・オンライン授業支援」、「加害生徒に更生プログラム(カウンセリング・反省教育)を実施」、「学校全体のいじめ防止研修を義務づけ」)。

被害者保護：Bさんの安全確保(一時的な別室登校)。

加害者更生：人権教育の指導。

隠蔽防止：学校の報告体制改善を提言。

フォローアップと終了(勧告後1ヶ月以内)：勧告実施状況を監視(進捗報告を義務づけ)。不十分なら追加勧告。ケース終了後、匿名統計を公表(自治体ウェブサイト)。再発防止策を学校にフィードバック。結果：Bさんが学校に戻れる環境が整い、学校の体質が改善。全体として自殺リスクが低下。

この流れにより、第三者委員会は、迅速・公平な解決を実現します。軽微なケースは学校に委ね、重大事態に特化することで負担を軽減。

・第三者機関のための必要な条例(詳述)

第三者機関を効果的に運用するためには、市レベルの条例制定が必要です。以下は、必要な条例の詳細（叩き案）です。いじめ防止対策推進法の枠組みを強化し、報告義務の具体化、第三者委員会の役割明記、懈怠時の処分を定めます。全国の先進事例（可児市など）を参考に、市長部局主導で制定をお願いします。

・条例の主な内容（条文案）：

（目的）

第1条 この条例は、いじめが子供の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長に重大な影響を及ぼす人権侵害であることを踏まえ、学校及び教育委員会による隠蔽を防止し、早期発見・早期解決を図るための報告義務の強化、第三者委員会の監視・情報収集体制の確立、及び関係者の責務を定め、子供が安心して生活・学習できる環境を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じたものを含む）であって、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等は、被害者の保護を最優先としつつ、加害者の更生及び人権も配慮し、学校、教育委員会、保護者、市民が連携して行うものとする。学校及び教育委員会は、いじめの隠蔽を防ぎ、透明性及び説明責任を確保しなければならない。

（報告義務の強化）

第4条 学校は、いじめ相談またはいじめの疑いを受けた場合、把握した日から起算して48時間以内に事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに第三者委員会に当該情報を共有しなければならない。

3 学校または教育委員会が第1項の報告を怠った場合、または隠蔽の疑いがあると認められる場合は、保護者または児童生徒は第三者委員会に直接申し出ることができる。

（第三者委員会の設置及び役割）

第5条 市長は、教育委員会とは独立した第三者委員会を設置する。

2 第三者委員会は、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者その他いじめ問題に関する専門知識を有する者で構成する。

3 第三者委員会の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 学校及び教育委員会のいじめ対応状況の監視
- (2) 児童生徒及び保護者からの直接相談の受付
- (3) いじめ事案の調査、事実関係の解明及び対応策の提言
- (4) 加害者の更生支援策の検討及び提言
- (5) 再発防止策の提案

4 第三者委員会は、教育委員会に対し、調査結果及び改善勧告を行うことができる。

(いじめ報告がない場合の情報収集及び予防活動)

第6条 第三者委員会は、いじめの報告または相談がない期間においても、次の活動を積極的に行うものとする。

- (1) 学校からの定期報告(月次または四半期ごと)の受領及び内容の精査
- (2) いじめ認知件数と不登校・欠席状況との照合による隠蔽の疑いの検証
- (3) 児童生徒及び保護者を対象とした匿名アンケートの定期実施(少なくとも年2回以上)
- (4) 必要に応じた学校への聞き取り調査及び訪問調査
- (5) 児童相談所、民生委員、スクールカウンセラーその他の関係機関との情報共有ネットワークの構築及び維持

2 前項の活動を円滑に実施するため、第三者委員会に専任または兼務の情報収集・調査担当者を置くものとする。

3 各学校には、第三者委員会との連絡調整を行う担当教員を置くものとする。

4 第三者委員会は、前各項の活動状況について、定期的に市長及び教育委員会に報告しなければならない。

(懈怠時の対応)

第7条 学校または教育委員会が第4条第1項の報告義務を怠った場合、または第6条に定める情報提供を拒否しもしくは妨害した場合、教育委員会は地方公務員法に基づき、関係教職員に対し注意、減給、異動その他の懲戒処分を検討しなければならない。

2 市長は、第三者委員会の勧告に基づき、教育委員会に対し必要な是正指導を行うことができる。

(相談窓口の整備)

第8条 市は、児童生徒及び保護者が容易に利用できる匿名相談窓口(電話、チャット、メール等)を整備し、第三者委員会と連携させるものとする。

(啓発及び教育)

第9条 市は、いじめの防止及び早期発見のための啓発活動、教職員及び児童生徒に対する教育研修を定期的実施するものとする。

(施行)

第10条 この条例は、公布の日から施行する。

附則 この条例の施行に必要な事項は、市長が規則で定める。

この条例により、第三者機関が法的根拠を持って機能します。